

JAL グループ人権方針

JAL グループは、人権の尊重が普遍的な価値であり、企業理念の実現と一致するという考えに基づき、あらゆる人々に対する人権尊重の責任を果たします。

<国際的に認められた人権の尊重>

1. JAL グループは、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、また、国連「グローバル・コンパクト 10 原則」等をはじめとする国際的に承認された人権を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権に関する取り組みを進めます。

世界中でビジネスを展開する JAL グループは、事業活動を行う各国・地域の法令・規則を遵守します。国際的に認められた人権と、各国法の間に対立がある場合、JAL グループは、国際的な人権の基準を尊重するための方法を追求します。

<私たちが目指すこと>

2. JAL グループは、お客さまや、ビジネスパートナー、事業を行っている地域の人たち、JAL グループの社員*などあらゆるステークホルダーに対する人権への負の影響を防止し、軽減するよう取り組みます。また、すべての役員・社員は、あらゆる人々の人権を尊重する責任を果たします。

JAL グループでは、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、障がいの有無、性的指向・性自認などによる差別の禁止、強制労働や児童労働の禁止、適切な労働環境の整備や公正な労働条件の確保に努めます。特に航空運送事業に携わるものとして、商品・サービスを提供する際にお客さまに身体的・精神的な苦痛を与えないこと、航空機を用いた人身取引の防止や、事業を行っている地域の人たちへの人権侵害の防止に努めます。

事業活動におけるパートナー、サプライヤーに対しても、この人権方針を支持すること、そして、彼らにとってのステークホルダーの人権を尊重することを求めます。

JAL グループの役員・社員、事業活動におけるパートナー、サプライヤーが、この方針に反して、人権への負の影響を与える行動をとっている場合には、自らの影響力を最大限行使し、適切に対応します。

(*社員とは、正社員、嘱託社員や契約社員等の名称によらずすべての有期雇用社員、派遣社員を含みます)

<人権を尊重する手段>

3. JAL グループは人権を尊重するために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、「人権デューデリジェンス」の仕組みを確立し、その仕組みを事業プロセスの中に組み込みます。

(1) 人権への影響の特定・評価

事業活動を通じて関与する事項について、人権への实际的、潜在的な負の影響を特定、評価し、その防止、軽減に向けて取り組みます。

(2) 相談窓口

JAL グループ社員、サプライヤー、お客さまを対象とした相談窓口をそれぞれ設け、人権への負の影響を与える行為について、社員、サプライヤーの従業員、お客さまから相談あるいは通報を受けるための体制の整備を図ります。

(3) 是正および救済

自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な是正措置および救済措置を講じます。また、人権への負の影響に直接関係していない場合でも、自らの事業またはサービスを通じて、ビジネスパートナーおよびその他の関係者が人権への負の影響と関係している場合、当該関係者に対し、是正措置を講じるように働きかけていきます。

(4) 情報開示

一連の人権を尊重するために講じた取り組みの内容について、開示します。

(5) 教育・研修

JAL グループのすべての役員・社員に対して、適切な教育・研修を行います。

<社会との対話>

4. この人権方針については、JAL グループのすべての役員・社員に対して周知されるのみならず、広く社会にもこれを公開します。

また、JAL グループは、この方針に基づく人権尊重の取り組みに関して、継続的に社内外のステークホルダーと対話します。

2019年8月1日制定

2022年9月21日改訂

赤坂 祐二

代表取締役社長 赤坂 祐二

本方針は、取締役会の承認を得ております。